



税金格差

なぜこの国は
「正直者がバカを見る」
仕組みなのか？

梶原一義



CrossMedia
Publishing

※ 本書の内容は主に2017年10月時点での情報を元にしており、
法令等の改廃により変更となる場合があります。

はじめに

このところ、「富裕層と税」をめぐる問題に注目が集まっている。

ICIJ（国際調査報道ジャーナリスト連合）によって先頃明らかにされた「パラダイス文書」は、各国に波紋を広げている。何しろエリザベス英女王や米投資家ジョージ・ソロス氏、ヌール・ヨルダン王妃、メイレレス・ブラジル財務相、歌手のマドンナさん、ミュージシャンのボノさん、日本人では鳩山由紀夫元首相、漫画家の鳥山明氏などが英領バミューダ諸島などタックスヘイブン（租税回避地）で直接的・間接的に資産運用して税金を逃れていたということで、疑惑が疑惑を呼んでいる。

朝日新聞によると、パラダイス文書は大手法律事務所アップルビーの内部文書683万件、バハマ・マルタなど19の国・地域の登記文書604万件など約1344万件にもなる。16年春に明らかになった「パナマ文書」も習近平・中国国家主席やプーチン・ロシア大統領、キャメロン・前英首相など世界のリーダーの関係者が登場して注目されたが、今回のパラダイス文書はそれよりはるかに大きな衝撃を与えつつある。

日本関連も個人だけでなく、東京電力や住友商事、商船三井、丸紅、ソフトバンクなど

の企業を含め1056件が明らかになっている。タックスヘイブンの利用は違法ではなく、脱税とは異なるが、名前が明らかになるとさまざまな憶測を呼ぶ。今後さらに情報が流出してくる可能性も高いだけに、利用している企業や富裕層、セレブなどは戦々恐々だろう。富裕層による国外での資産運用については、日本では「国外財産調書提出制度」が2014年から施行されている。国外に5000万円超の財産を有する者は国外財産調書を所轄税務署長に提出しなければならないという制度で、15年分の提出は8893件、総財産額は3兆1643億円。野村総合研究所によると、純金融資産が1億円以上の富裕層は15年に121・7万世帯であり、資産の国外運用が増えている中、届け出件数8893件は明らかに少ない。膨大な件数・額の資産がタックスヘイブンなどに流出していると見られ、今後の動きが注目される。

ふるさと納税が大都市財政を直撃

2008年度から始まった「ふるさと納税」も問題が露わになってきた。これは、名称は「納税」だが、実態は「寄付」であり、当初は寄付を募る自治体間による牛肉やメロン、高級魚、清酒、その他特産品など返礼品の豪華さの競争が話題になっていた。しかし、

寄付の上限額引き上げなど制度拡充により、最近では返礼品の豪華さだけでなく、節税対策のメリットが注目されて利用が急拡大している。総務省によると、寄付総額は08年度に約81億円だったのが、14年度は389億円、15年度は1653億円、16年度2844億円と急増。寄付総額の5割強は、寄付を受けた自治体による返礼品の調達・発送費となっている。

税金の額を算出する際の基となる「所得」や算出された「税額」から一定の金額を差し引くことを「控除」と呼ぶが、この制度では、寄付額から自己負担額20000円を差し引いた全額が、所得税と住民税から控除される。そのため、収入が多い人ほど所得税と住民税から控除されるふるさと納税額の上限が大きくなる。

この上限は、年収や家族構成によつて異なってくる。たとえば独身者の場合、給与収入300万円の人の年間上限は2万8000円だが、給与収入が約8倍の2500万円の人の年間上限は、約30倍の84万9000円になる。要するに、年収が多い人ほど節税メリットが大きくなり、しかも、寄付金額の増加に応じて返礼品も豪華になるのだ。

当初、「生まれ育った故郷への恩返し」という趣旨で始まったはずの制度が、今は「2000円で豪華な返礼品がもらえて、富裕層には節税メリットも大きい制度」になつ

てきた。総務省は17年4月1日、「返礼品の仕入価格を寄付額の3割以下に抑える」よう、全国の自治体に通知を出したが、節税目的の利用の歯止めも必要だろう。

また、東京都や横浜市、名古屋市、大阪市など都市部では、ふるさと納税を行った人の住民税控除による税収減が深刻化。東京23区は16年度のふるさと納税による減収額が前年度の5・4倍の129億円に達した。そのため、特別区長会は17年3月、高市早苗総務大臣（当時）に対して「ふるさと納税に関する要望」を提出している。「減収額129億円は区立保育所（1000人規模）109カ所分の年間運営費に相当し、待機児童対策に必死に取り組んでいる特別区にとって大きな痛手です」と窮状を訴えている。特に待機児童数が5年連続全国ワースト1位の世田谷区（17年4月に861人）は深刻なようだ。さまざま問題が露呈してきたふるさと納税制度は、ゼロから見直す必要があるだろう。

養子縁組や貸家バブルも

2015年1月から相続税の基礎控除が引き下げられ、相続税の課税対象となる人が増えた。同時に相続税の最高税率が50%から55%へと引き上げられた。

相続税の基礎控除は、14年まで5000万円＋法定相続人数×1000万円だったが、

15年から3000万円＋法定相続人数×600万円となった。法定相続人がたとえば妻と子ども2人（計3人）の場合、8000万円から4800万円へと4割減ったため、新たに相続税の対象になる人が増えてきた。相続遺産が8000万円だった場合、以前は相続税はかからなかったが、新たな基礎控除だと8000万円－4800万円＝3200万円が相続税の対象となるのだ。そのため相続税を少しでも減らすための生前贈与や養子縁組、生命保険の非課税枠の活用なども増えている。

17年1月末に最高裁が「相続税節税のための養子縁組は直ちに無効とはならない」との判断を下したこともあり、富裕層の間で基礎控除額を増やすための養子縁組が増える可能性がある。また、相続税対策としてアパートなど貸家の建設が増え、「貸家バブル」が起きている。土地を相続する際、貸家などが建っていると評価額が下がるからだ。

さらに、03年度に創設され、祖父母や両親から子・孫に贈与された場合、2500万円まで非課税となる「相続時精算課税制度」。09年度に創設され、祖父母から子・孫に贈与された場合、一定限度額まで非課税の「住宅取得等資金贈与の非課税特例」。13年度に創設され、同様のケースで受贈者1人につき1500万円まで非課税となる「教育資金一括贈与に係る非課税措置」。15年度創設で、同じく受贈者1人につき1000万円まで非課

税の「結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置」などの活用も活発だ。

2012年末に誕生した第2次安倍晋三政権による経済政策「アベノミクス」は株高政策を一つの柱にしており、日経平均株価は12年末に1万395円だったのが、16年末は1万9114円と倍近くになった。これは、公的年金を運用する年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）による17年3月末時点の国内上場株式保有残高約35兆円や、日銀による株価指数連動型上場投資信託（ETF）の保有残高約16兆円など、公的資金が約51兆円も投入されている「官製相場」の成果ともいえる。東証1部上場企業約2000社の半数近くで公的マネーが実質的な筆頭株主になっているという異常事態だ。

この官製相場によつて、富裕層は大いに潤っている。13年まで株式譲渡益（売却益）への課税は税率10%という軽減税率が適用され、その後も20%（復興特別所得税を除く）の低率課税が続いているから、濡れ手に粟のようだ。そこで得られた金がタックスヘイブンやふるさと納税、各種の相続税対策に向かっていると見られる。

庶民には14年4月の消費税増税が打撃

しかし、当たり前のことだが、これらは庶民にはほとんど関係ない。庶民にとって税と

いえば、14年4月の消費税増税（税率5%↓8%）がいまいましい。個人の所得から税金や社会保険料などを引いた手取り収入を「可処分所得」と呼ぶが、消費税が上がると、可処分所得に占める生活必需品購入費（食料品費など）の比率が大きい低所得者ほど負担が大きくなる。これを消費税の「逆進性」という。

これらもあつて、14年の消費税増税を機に節約志向が強まり、消費は冷えきつたままだ。総務省の家計調査報告によると2人以上の世帯の消費支出（実質）は年ベースで14年から16年まで3年連続のマイナスである。17年に入つての月別でも、8月までで対前年同月を上回つたのは6月と8月だけ。実質賃金の減少・非正規社員比率の上昇・年金生活者の増加・将来や老後への不安などに加えての消費税増税により、消費低迷が続いている。

厚生労働省によると、非正規雇用労働者は1989（平成元）年に817万人だったのが2016年には2023万人と2.5倍になっている。雇用者全体（役員を除く）に占める比率は89年の19.1%が16年に37.5%と倍増だ。国税庁の「民間給与実態調査」（16年）では、非正規雇用の給与所得者の平均給与172.1万円は、正規雇用給与所得者486.9万円の35.3%でしかない。非正規の女性の同148.1万円は、正規の男性539.7万円の27.4%。ほぼ4分の1だ。

今、企業では正規雇用労働者から非正規雇用労働者への切り替えが進んでいるため、実質賃金の低下が続いている。当然、家計の節約志向が根強く、物価が伸び悩んでいる。そのため、日銀は17年7月20日、物価上昇率2%目標の達成時期を「18年度ごろ」から「19年度ごろ」に1年延期し、達成時期の延期は6回目となった。達成時期の延期を繰り返す日銀の信頼は揺るぎ、金融政策全般が疑問視されている。

ビールとガソリンは二重課税の負担

庶民には消費税以外の税の痛みも加わりそうだ。たとえば税収増加を目的に、17年度税制改正で決定されたビール系飲料3種の税率改正。ビール系飲料の税構造は「本体価格＋酒税」に消費税を課す「二重課税」であり、この税率改正で消費者の負担が大きくなる。

ビール系飲料は、麦芽比率が67%以上であれば「ビール」、麦芽の使用比率が3分の2に満たないものは「発泡酒」、麦芽を用いてないものは「第三のビール」と分類されている。350 ml 缶の代表的な小売価格（消費税抜き）は「ビール」が205円で、そのうちの77円が酒税。「発泡酒」は代表的な小売価格が152円（同）で、そのうちの47円が酒税。「第三のビール」は代表的な小売価格が133円（同）でそのうち28円が酒税となっている。

政府は、それら3種まちなちの酒税を、26年10月に54・25円に統一するため、3段階で改正していく。具体的には、20年10月にビールは77円から70円に下げる一方、発泡酒は47円に据え置き、第3のビールは28円から37・8円に増税する。こうした増減税を3回行つて26年10月に3種の酒税を54・25円に統一する。ビールの酒税は下がるが、発泡酒と第3のビールの酒税は上がり、消費者には打撃になる。

ビール系飲料と同様に二重課税の負担を強いられているのがガソリンだ。景気がパツとしないし、給料もあまり上がらないから、週末は気晴らしにドライブにでも出掛けたいところだが、ガソリンも二重課税で、小売価格の約6割は税金である。ドライブは結構だが、実際のところ、税金を払いに掛けるようなものだ。

石油連盟が明らかにしているガソリン価格の内訳によると、1ℓ当たり112・5円のガソリンの場合、中味価格が47・9円、石油石炭税が2・54円、ガソリン税が53・8円、それらの合計104・2円に掛かる消費税(8%)が8・3円となつている。石油石炭税とガソリン税という二つの間接税が課せられているものに、さらに消費税という間接税を課す二重課税である。だから、消費税8・3円のうち、中味価格47・9円にかかる消費税は

3・8円で、二重課税分（タックス・オン・タックス）4・5円はそれより大きいという実におかしな税である。

庶民と富裕層は関わる税が異なってくる

富裕層をめぐる税の話は、タックス・ヘイブンをふるさと納税、各種の相続税対策など節税・税テク関係のものが多し。それはそれで大変だろうが、生活が脅かされるものではない。これに対し、一般庶民に密接な税の話といえば、消費税増税の打撃やビール税増税、ガソリン税の負担など、切実なものが多い。富裕層と一般庶民は「棲んでいる世界が違う」ため、密接に関係してこる税や関心を抱く税が違ってくるのだ。

言うまでもなく、戦後の日本ではほぼ一貫して政権を担ってきたのは自由民主党だ。共和党と民主党の2大政党間で政権交代が起きる米国などと違い、日本では自民党の一強体制が強固なため、同党の集票基盤である富裕層や中小企業・個人事業主・医師・農家などに有利な税制が着々と築かれてきた。サラリーマンやOLなど給与所得者は源泉徴収制度により所得税が厳格に適用されるため、経費の調整などで節税を図る余地はほとんどない。

給与所得者は「税金を最も取りやすい人々」であり、「優良な納税者」である。一方で、申告納税の富裕層や個人事業主・中小企業などには有利な税制がつくられている。これがそが不公平税制であり、今日、顕著になってきた格差拡大と密接に関係している。

国の基幹税として歳入に占める比率が最も大きい所得税は、年間に得た給与や預金利息、賃貸収入、土地・建物の譲渡益（売却益）、株式配当金、株式譲渡益などあらゆる所得を合算し、それに「超過累進税率」を課す総合課税が本来の姿とされている。超過累進税率とは、所得をいくつかのゾーンに区切って、上のゾーンほど高い税率を課して、税額を積み上げて計算する仕組みだ。

しかし、富裕層に圧倒的に多い株式譲渡益や株式配当金、預金利息などの金融所得は、戦後ほぼ一貫して総合課税から外され、非課税あるいは10〜20%の低率な課税が行われてきた。総合課税から分離された課税だから、これを「分離課税」という。

この「金融所得の分離課税」が戦後の富裕層の蓄財を営々と支え、格差の根源となつていく。前述のようにアベノミクスは株高政策を一つの柱としており、巨額の公的資金投入で株高を誘導しているから、富裕層に集中している株式譲渡益の伸びが大きい。富裕層は年収に占める株式譲渡益が大きく、それに10〜20%の低率な課税が適用されているた

め、年収が1億円を超すと所得税負担が軽減していくという奇妙な現象も変わらない。土地税制でも個人が長期保有（5年以上保有）した場合の譲渡益については、分離課税で税率20%と低率である。また、バブル期前後に抜本的税制改革として所得税の税率構造が圧縮され、最高税率が75%から45%（15年から）にまで引き下げられたのに加え、基礎控除や配偶者控除など所得控除が引き上げられたのも富裕層に有利になっている。

不公平税制は必ず既得権益化する

前述のように、相続税は15年1月に改正され、基礎控除が引き下げられた。基礎控除はバブル期の地価高騰に対応してたびたび引き上げられてきたが、バブル崩壊に伴う地価急落後も20年以上にわたって据え置かれ、富裕層に有利なものになっていた。一定の改正がなされたとはいえ、地価の下落幅と対比すると、まだまだ高水準である。

贈与税では「高齢者に偏っている資産を早期に若年層に移転することで消費や景気拡大を目指す」という名目で、両親や祖父母から子・孫への教育資金や結婚資金の贈与について受贈者1人につき1000万円あるいは1500万が非課税になる制度が始まっている。16年からは、子どもの資産形成を支援できるジュニアNISA（未成年者少額投資非課税

制度)が始まった。20歳未満の者の名義で口座開設が可能になり、年間投資上限額は80万円。最長5年間は非課税だ。こうした制度により裕福な親や祖父母を持つ子・孫はますますリッチになり、格差の固定化・世襲化が進む。

不公平税制のいくつかを見てきたが、これらはほんの一部に過ぎない。ちなみに不公平税制とは、給与所得者に対して所得税の源泉徴収が厳格に行われるのに対し、個人事業主や企業経営者・農業者・富裕層など申告納税者には軽減措置など優遇税制が多い状況から、両者の比較で語られる言葉である。

不公平税制は政治と結びつき、必ず既得権益化する。それらでがんじがらめになって、ほとんどの税が本来の役割を果たせなくなり、空洞化しているのが今の日本の姿だ。

超金融緩和や円安・株高などを柱とするアベノミクスは結局、約5年間で企業の内部留保を約100兆円増やし、富裕層を大いに富ませて格差を拡大だけだ。長年にわたる幾多の不公平税制による巨額の逸失利益は取り戻せないが、格差の拡大が続いている状況下であるだけに、それと表裏一体の「税の空洞化」の実態をあらためて見ていく必要があるだろう。

はじめに 3

序章 ざっくりつかむ税金の基礎と問題点

税はこう変わってきた——近代から現代の流れを一気につかむ 20

税の「3つの機能」と「3原則」 26

「他人任せ」が不公平税制を生んできた 33

税への無関心が「逆襲」してくる 37

高額納税者の5割強は中小企業の経営者・役員 50

企業数で見ると、日本企業Ⅱ中小企業Ⅱ同族企業 54

第1章 所得税——富裕層優遇の分離課税が定着し、税率も引き下げ

バブル前後の「税率構造の圧縮」 60

配当所得課税は申告不要が定着 71

シヤウブ税制の理念とは 79

「進駐軍の押しつけ税制」として、骨抜きに 87

第2章 相続税・贈与税——バブル崩壊後に富裕層優遇が進んできた

何が問題となっているのか 94

空洞化が改善されない相続税 96

近年、軽減基調にある贈与税 114

第3章 法人税——中小企業優遇税制のオンパレード

企業数の1%未満の大企業が法人税収の6割強を納める異常 124

資本金額1億円と1000万円が節税の分岐点 146

第4章 消費税——巨額の益税発生などずさんな仕組み

事業者への過剰な懐柔策を盛つたために、空洞化 160

OECD加盟33カ国で、インボイス方式でないのは日本だけ 175

免税点が1000万円に下がっても、約6割が免税事業者 180

みなし仕入率によって益税が生まれる簡易課税制度 188

軽減税率導入で、どうなるか 195

第5章 毎年の膨大な申告漏れと徴税体制の問題

きちんと調査すれば、追徴税額は10兆円前後増える 204

どう制度を整えていけばよいのか 213

第6章 税制が歪められてきた構図

田中角栄元首相が強力に推し進めた商工会議所との連携 218

中小企業に脅されて費えたグリーンカード制度 224

7割の法人が不払いの「法人事業税」の外形標準課税制度 232

株主の租税回避にブレイキをかける留保金課税制度 240

第7章 主要な税制改正要望を実現させる日商の実力

税負担の軽減を求める要望が多い 248

空き家問題深刻化の中で、住宅ローン減税が拡充 256

第8章 税制を正していくために

税の重要性を理解していた田中角栄元首相 262

重要なのは「税への関心」 268